

入 札 説 明 書

令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務
[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

は じ め に

本令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 前田 光哉

2. 競争入札に付する事項

（1）調達件名及び数量 令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務

（2）特質等 別添 2 の仕様書による。

（3）納入期間 令和 8 年 3 月 31 日

（4）納入場所 東京都千代田区霞が関 1－2－2

環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室

（5）入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア．入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（6）入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

（1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（3）環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

（4）令和 04・05・06 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」級に格付されている者であること。ただし、令和 07・08・09 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」の資格を引き続き取得すること。

（5）（4）以外の等級に格付けされている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について（平成 12 年 10 月 10 日）政府調達（公共事業を除く）手続の

電子化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。

具体的には以下ア～オのいずれかを充たす者であること。

ア. 本公告と同等以上の仕様の物品の販売をした実績等を証明できる者

イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

項 目	区 分	加算数値
特許保有件数 (本公告に係る物品の販売に関する特許)	3 件以上	1 5
	2 件	1 0
	1 件	5
技術士資格保有者数 (本公告に係る物品の販売に携わる従業員)	9 人以上	1 5
	7 ～ 8 人	1 2
	5 ～ 6 人	9
	3 ～ 4 人	6
	1 ～ 2 人	3
技能認定者数 (特級、1 級、単一等級) (本公告に係る物品の販売に携わる従業員)	1 1 人以上	6
	9 ～ 1 0 人	5
	7 ～ 8 人	4
	5 ～ 6 人	3
	3 ～ 4 人	2
	1 ～ 2 人	1

注 1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ. 中小企業技術革新制度 (S B I R) の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る物品の販売の分野における技術力を証明できる者

エ. 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、本公告に係る物品の販売の分野における技術力を証明できる者

オ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム (J - S t a r t u p) に選定された事業者であり、本公告に係る物品の販売の分野における技術力を証明できる者

(6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 (合同庁舎第 5 号館 23 階)

環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室

電話 : 03-3581-3351 内線 6331 電子メール : hoken-tokutai@env.go.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

ア. 提出期限 令和7年3月12日(水) 16時まで
(持参する場合は、12時から13時は除く)

イ. 提出場所 4. (1)の場所

ウ. 提出方法 持参、郵送又は電子メールによって提出すること。なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和7年3月13日(木) 16時までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務「入札公告(委託)」等>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和7年3月21日(金) 14時30分

場所：環境省 環境保健部長室前打ち合わせスペース

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書及び3.(5)に該当する者は3.(5)関係書類を令和7年3月19日(水)の12時までに提出した上で、(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

なお、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の提出は、業者名、会社名、担当者、担当者の連絡先(電話番号、FAX番号)等がわかる書類を添付すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書及び3.(5)に該当する者は3.(5)関係書類を令和7年3月19日(水)12時までに持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計

令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

9. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

10. その他

（1）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

（2）契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、令和7年4月1日とする。

（3）個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付した際には、この限りではない。

（4）再委託等の制限

落札者は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、様式7に定める文面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

（5）電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分

（6）契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、

契約締結日は、予算が成立した日以降とする。
また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官環境省大臣官房環境保健部長殿と記載)及び「令和7年3月21日開札〔令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う

ことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負擔行為担当官
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L :

E-mail :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
 （記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者役職・氏名

代 理 人 住 所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先
部 署 名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E - m a i l :

様式6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る個人情報の管理について

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置
環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。
2. 管理体制及び実施体制
※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体 制	
-----	--

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(再委託等を申請する場合)

様式 7

再委託等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第 5 条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務
- 2 契約金額：
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費：
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

支出負担行為担当官
環境省大臣官房環境保健部長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務における再委託等業務に係る
個人情報の管理について

令和 7 年度水俣病に関する総合的研究委託業務における再委託等業務に係る個人情報の
管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委託等を行う業務の範囲
2. 個人情報の適切な管理のための措置
環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別
添の通り実施します。※社内規程等あれば添付
3. 管理体制及び実施体制
※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体 制

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官環境省大臣官房環境保健部長 前田 光哉（以下「甲」という。）は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名・適格請求書発行事業者登録番号（Tから始まる13桁の番号）〕（以下「乙」という。）と令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円
・消費税率10%・課税対象額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（業務実施期間及び納入場所）

第3条 業務実施期間及び納入場所は次のとおりとする。
業務実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
納入場所 環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、文書により甲の承認を得たときはこの限りではない。

2 乙は、前項の規定により再委託する場合には、当該再委託に係る再受託者の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行に当たって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める業務実施期間内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める業務実施期間の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の実施状況を記載し、委託費の支出

内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づく金額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額を確定額とし、乙に通知する。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは委託費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
 - 二 乙が第5条第1項、第24条又は第25条若しくは第31条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
 - 四 業務実施期間内に報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号いずれかに該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受託者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託

者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、委託費の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(延滞金)

第19条 乙は、第12条、第15条第4項若しくは第22条の規定による委託費の返還又は第17条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該未払金に対して、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、解除対象者を再受託者等としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第23条 乙は、この契約の履行に際し相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち秘密である情報を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は相手方の文書による事前の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- 六 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

2 乙は、この契約の履行に際し知得した甲の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用したことにより、甲に損害が生じた場合、甲に直接生じた損害を、相当因果関係の範囲で賠償の責を負う。

(個人情報の取扱い)

第24条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の

符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委託等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受託者等も講ずるように求め、かつ当該再受託者等が約定を遵守するよう文書で義務づけなければならない。承認を得た再受託者等の変更及び再受託者等が再々委託等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受託者等を単に「個人情報取扱い業務再受託者等」という。）。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
 - 一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の文書の合意をした個人情報取扱い業務再受託者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた文書を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（個人情報取扱い業務再受託者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙又は個人情報取扱い業務再受託者等は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を文書により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・

対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

- 1 1 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 1 2 乙は、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の責に帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責を負う。
- 1 3 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は個人情報取扱い業務再受託者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（再委託等契約内容の制限）

第25条 乙は、第5条第1項の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条及び第35条と同様の規定を定めなければならない。

（帳簿等）

- 第26条 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（委託業務の調査）

- 第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。
- 2 甲は、再受託者に対しても、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。この場合において、乙は当該調査を行うことについて、再受託者が同意するように必要な措置をとらなければならない。

（故意又は重過失による過払いがある場合の措置）

- 第28条 前条に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務について、第7条第2項の委託業務精算報告書に準じた修正委託業務精算報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した利息を付すことができる。

(財産の管理)

第29条 乙は、委託業務により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託業務により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙が取得財産を亡失又は毀損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

4 この委託業務を実施するに当たって委託業務により取得した財産の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

5 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第30条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第31条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(知的財産権等の定義)

第32条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」という。）

二 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

三 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 発明

二 考案

三 意匠及びその創作

四 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

- 五 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
 - 六 著作物及びその創作
 - 七 ノウハウ及びその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（知的財産権の帰属）

- 第33条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを文書による確認書で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。
- 一 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第36条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 四 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - ア 子会社又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合（ただし、その子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く。）
 - イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する文書を提出しない場合、乙から当該知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。次項において同じ。）を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の文書を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

第34条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第35条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業者の間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(知的財産権の報告)

第36条 乙は、委託業務の成果に係る発明等の権利化、秘匿化又は公表等に係る方針を策定し、文書による発明等報告書を甲に対し報告しなければならない。乙は、委託業務の成果に係る発明等が得られたときは、出願又は公表の前に文書により甲に対し、当該成果並びに当該成果の取扱い及びその理由を報告しなければならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和〇年度環境省「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第17条（平成12年法律第44号）の適用を受ける特許出願）」

4 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務により納入された著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、文書による著作物通知書を甲に提出しなければならない。

6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第38条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等した場合は90日以内）に、甲に対して文書による産業財産権実施届出書を提出しなければならない。

7 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を文書により報告しなければならない。

い。

(知的財産権の移転)

- 第37条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第33条から第40条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、文書により移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第四号アからウまでに定める場合には、この限りではない。なお、共有している知的財産権の場合は、乙が持分を第三者に移転することについて、あらかじめ他の共有者から同意を得ておくものとする。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
- 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、文書により移転通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第33条第1項各号及び第3項並びに第34条から第40条までの規定を遵守させるものとする。

(知的財産権の実施許諾)

- 第38条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第33条、第34条、本条及び第40条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第四号アからウまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、文書により専用実施権等設定通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第39条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合（共有している知的財産権のうち、他の共有者が持分を放棄する場合を含む。）は、当該放棄を行う前に、文書により知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

(ノウハウの指定)

第40条 甲及び乙は、委託業務の成果に係るノウハウのうち、甲に提出するノウハウを、協議の上、速やかに指定するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき指定されたノウハウにつき、甲の指示に従い、委託業務の成果に係る報告とは別に甲に提出しなければならない。

3 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

4 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。当該期間中、甲は乙の文書による同意がない限り、乙は甲の文書による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。

5 甲は、第2項の規定によりノウハウが乙から提出されたときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所にて、適切に保存しなければならない。

(知的財産権の管理)

第41条 乙は、第33条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の求めに応じて、甲の名義により行うものとする。

一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

二 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した経費のうち、委託業務の業務実施期間内に要した経費に限り支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第42条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第43条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

(存続条項)

第44条 甲及び乙は、本委託事業を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの

第19条、第22条及び第26条

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの

第12条、第15条第2項から第4項まで、第16条から第18条まで、第21条、
第24条、第29条、第31条、第33条から第40条まで、第43条及び本条

(紛争又は疑義の解決方法)

第45条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲
乙協議して解決するものとする。

(裁判所管轄)

第46条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専
属する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏 名 支出負担行為担当官
環境省大臣官房環境保健部長 前田 光哉 印

乙 住 所
氏 名 印
登録番号 T

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務仕様書

1. 業務（調査研究）の目的

水俣病については「公害健康被害の補償等に関する法律」第2条の規定に基づく指定疾病であり、疾病の認定は地方自治体の認定審査会において、法定受託事務で行われているところである。また、平成21年7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「水俣病被害者特措法」という。）第37条においては、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表することとされている。

本業務は、このような状況を踏まえ、水俣病問題の解決に向けて水俣病に関する科学的な知見を得ることと得られた科学的知見の整理を目的とする。

2. 業務（調査研究）の実施方法

本業務では、上記目的を達成するため、下記のとおり「重金属等による健康影響に関する総合的研究」を実施する。なお、契約締結日から二週間後までに本業務に関する手続きやスケジュール等を定めた実施計画書を環境省担当官に提出すること。

(1) 「重金属等による健康影響に関する総合的研究」検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置

「重金属等による健康影響に関する総合的研究」に係る調査研究の各課題の外部評価を進めるに当たって、検討委員会を設置するとともに、環境省担当官と協議の上、運営要綱等を定めること。また、評価を進めるにあたって、環境省の「研究開発評価指針」(<https://www.env.go.jp/content/900499165.pdf>)に基づいた評価方針を定めること。

検討委員会は、有識者16名程度で構成される。検討委員会の下には、令和7年度「重金属等による健康影響に関する総合的研究」推進に関するワーキンググループ（以下「推進WG」という。）及び令和7年度「重金属等による健康影響に関する総合的研究」評価に関するワーキンググループ（以下「評価WG」という。）が設置される。なお、各WGの人数については10名程度で重複を認めるものとし、その運営にあたって必要な事項は、環境省担当官と協議の上、決定される。

(2) 検討委員会及び各WGの開催

検討委員会及び各WGの会議については、非公開とする。必要に応じて事前に委員と打合せ（2回程度と想定）を行い、各会議の運営に関する必要な一切の事務及び経費の支払いを実施するものとする。また、環境省で別途発注の「令和7年度イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究委託業務」受託者と、下記の業務を実施するものとする（費用については本業務にて負担すること。）。

イ 各会議の開催・運営

年間の検討委員会開催スケジュール案、各回における検討委員会開催までの詳細なスケジュール案（日程調整、資料案作成、関係者との調整等）を作成し、環境省担当官に報告すること。

ロ 検討委員の委嘱手続き

環境省担当官と協議の上、検討委員会の委員を決定し、開催に先立ち委員の委嘱を行うこと。また、検討委員会の委員及び各WGの構成員に対しては、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務

員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下「旅費法等」という。）に準じて旅費を支給するとともに、自治体関係者を除き、1名1日当たり17,800円の謝金を支給する。

ハ 各会議の進行

検討委員会及び各WGの会場は、30名程度が会議形式で使用可能な会場（各回半日を想定）で、交通利便性の高い場所（東京都内など）を基本とする。各会議の会場を確保した上で、マイク3本程度、プロジェクター、スクリーン等の手配を行い、当日は会場の設営（受付及び飲料の準備等の必要な庶務を含む）及び会議の進行等を行うこと。また、必要に応じてオンラインでの参加が可能な体制を整備し、出席者が円滑に参加できるよう、事前の説明等、適切な支援を行うこと。なお、検討委員会及び各WGについては速記の手配を行うこと。なお、令和7年度の検討委員会及び推進WGについては、完全オンラインでの開催とし、対面開催は不要としても差支えない。

ニ 会議資料の作成

環境省担当官と協議の上、会議資料の作成（A4判、白黒両面150頁程度、検討委員会は30部程度、各WGは20部程度）を行うこと。

ホ 議事録等の作成

各会議の開催後、記録として議事録を作成し、各会議の開催日から7日（土日祝日を含む）以内に環境省担当官に提出すること。（各会議3時間程度を想定）

（3）研究班の設置（継続）

別紙1～6「再委託等に関する内容」の研究班を設置し、採択時に決められた研究方針に基づき、調査研究を行う。研究の実施にあたっては、別紙1～6「再委託等に関する内容」により再委託するものとし、環境省担当官と協議の上、研究班との間で必要となる事務処理を定めた要領を策定すること。

研究を円滑に進めるため、実施する研究の内容、研究費の管理、物品管理、著作権、秘密の保持、情報セキュリティの確保等について、研究班との間で契約を締結し、その契約内容に基づき、研究班の請求に応じてすみやかに研究費の概算払い（前払い）を行うものとする。研究計画において必要と認められた場合には、各研究班は研究職の任を用意し、その給与を研究費の範囲において支弁しうるものとする。

継続研究班の研究費については、総額13,130,410円（税込）を上限とする。各研究班の研究費は前年度の評価WG、検討委員会を踏まえて決定することから、研究費決定後、速やかに環境省に各研究班に関する再委任申請書を提出し、承認を得ること。

なお、継続研究班において、主任研究者が所属機関には属するものの所属機関の業務とは別に研究を行う場合であって、やむを得ない事由により経理事務を研究班のみで行うことが困難である場合は、環境省担当官と協議の上、経理事務の補助（支払明細表・細目表及び証拠書類等の整備並びに研究経費の支出等）を行うこと（新規研究班と合わせて1班程度と想定）。

（4）新規研究課題の公募に関する事務

令和6年度検討委員会において議論された方針等に基づき、令和7年度から実施する新規研究に関する公募においてとりまとめを行うこと。なお、環境省HPでの公募についての手続きは、環境省担当官が行うこととし、受託者は、必要に応じ、環境省担当官と協議すること。

(5) 推進 WG の開催（新規研究課題の採択）

令和 7 年度から新たに研究が実施される研究課題を採択する推進 WG を開催する。なお、推進 WG の開催時期は環境省担当官と協議の上、4 月頃とする（令和 7 年度の推進 WG については、令和 6 年度中に委員との日程調整及び可能な範囲で必要な準備を行うため、「令和 6 年度水俣病に関する総合的研究委託業務」受託者より引き継ぐこと。）。開催にあたって、研究者公募に応じた研究計画の採否及び必要な事項等を審議し、令和 7 年度の新規研究課題の採択についての方針を定める議論を行う。

推進 WG の審議結果に基づいて、採択対象とされた研究計画の内容について、環境省担当官と協議の上、研究班を設置し、(3) に準じて研究者との間で契約を締結する等の各種手続きを行うこと。また、研究者が作成する研究計画書については、環境省担当官と協議した期日までに提出される必要がある。

新規研究班の研究費については、総額 15,890,000 円(税込)を上限とし、原則 7 班とする。研究班の採択件数及び班ごとの研究費は推進 WG を踏まえて決定することから、推進 WG 開催後、速やかに環境省に各研究班に関する再委託申請書を提出し、承認を得ること。

なお、新規研究班において、主任研究者が所属機関には属するものの所属機関の業務とは別に研究を行う場合であって、やむを得ない事由により経理事務を研究班のみで行うことが困難である場合は、環境省担当官と協議の上、経理事務の補助（支払明細表・細目表及び証拠書類等の整備並びに研究経費の支出等）を行うこと（継続研究班と合わせて 1 班程度と想定）。

(6) 評価 WG の開催（研究課題の継続可否についての検討）

令和 7 年度に実施されている継続研究について、令和 8 年度における継続の可否を判断するため、評価 WG を開催する。なお、評価 WG は(7)「重金属等による健康影響に関する総合研究総会（研究発表会）」の後、同日に同一又は近隣の会場において開催することとする。

同開催に先立って、環境省担当官と協議した期日までに「重金属等による健康影響に関する総合的研究」の令和 7 年度の継続研究班の主任又は分担研究者に対して中間成果報告に関わる書面を提出させた上で、受託者が作成した評価シートを評価 WG の委員に送付し、予め評価を依頼する。評価結果をとりまとめ、中間成果報告に関わる書面及び評価結果を各研究班、検討委員、環境省に送付する。評価 WG においては、各研究班から提出された令和 7 年度の中間成果報告について、令和 8 年度における研究課題の継続可否にかかる評価に関する議論を行う。

(7) 重金属等による健康影響に関する総合的研究総会（研究発表会）の開催

環境省と協議の上、継続研究班の主任研究者等が令和 7 年度途中までの研究成果を検討委員会の委員に対して発表することを目的とした「重金属等による健康影響に関する総合的研究総会（研究発表会）」を、11～12 月頃に開催する。なお、研究発表会は非公開とする。

旅費、謝金の支払い、当日運営等、(2) 検討委員会及び各 WG の開催事項に準じた業務を実施する（速記は不要）。会場については 100 名程度が使用可能な場所とし、必要に応じてオンラインでの参加が可能な体制を整備し、出席者が円滑に参加できるよう、事前の説明等、適切な支援を行うこと。会議資料の作成については A4 判、白黒両面 300 頁程度、30 部程度とする。なお、旅費、謝金については、検討委員会の委員のみに支払うこと。

(8) 検討委員会の開催

検討委員会を、評価 WG 及び重金属等による健康影響に関する総合研究総会（研究発表会）の終了後、令和 7 年 1 2 月～令和 8 年 1 月頃に開催する。検討委員会においては、個々の研究班の研究成果、令和 8 年度における研究費の配分及び令和 8 年度以降における新規研究課題等について、様々な角度からの検討を含めた総合的な議論を行う。

(9) メチル水銀研究ミーティングの開催

メチル水銀研究ミーティングを開催する。同ミーティングは、メチル水銀に関する研究について研究者の研究成果の発表及び討論の場を設けることにより「重金属による健康影響に関する総合的研究」の更なる発展に資することを目的とする。開催にあたっては、演者等の講演内容や発表内容に応じて進行役の座長（環境省担当官と協議の上、原則として検討委員より 7 名程度選出）を置く。また、同ミーティングの開催にあたり、必要に応じて座長と事前に打合せ等を行い、同ミーティングの運営に関わる要領等を定める。

環境省担当官と協議の上、同ミーティングのプログラムを検討し、メチル水銀による健康影響に関する研究者 1 名程度を特別講演者として招くとともに、一般講演者（10 名程度）及び若手発表者（15 名程度）を公募し、研究状況を演題発表の形で共有する。なお、若手発表者によるメチル水銀に関する研究活動を促進するため、各座長と協議の上、必要に応じて、特に優秀な発表者への表彰等に関する庶務を行う。

(2) 検討委員会及び各 WG の開催事項に準じた業務を実施し（速記は不要）、次表にしたがって演者等に対して旅費及び謝金を支給する。令和 7 年度の同ミーティングの開催日時は夏頃、開催場所は新潟県を予定している。令和 6 年度中に会場の予約等の準備を進めているため、「令和 6 年度水俣病に関する総合的研究委託業務」受託者より引き継ぐこと。（現在予約をしている会場費用は、170,000 円（税込）であり、マイク等の機材費用は別途レンタルする必要がある。）

なお、開催場所の決定にあたっては、同ミーティングの目的を果たすのに相応しい場所を検討委員の意見も聞きながら、環境省担当官と協議の上、決定すること。会場については 100 名程度が 1 日使用可能な場所とし、必要に応じてオンラインでの参加が可能な体制を整備し、出席者が円滑に参加できるよう、事前の説明等、適切な支援を行うこととしている。会議資料の作成については A4 判、白黒両面 150 頁程度、50 部程度とする。

表 メチル水銀研究ミーティングの演者等へ支給する旅費及び謝金

	特別講演者 座長	一般講演者 オブザーバー	若手発表者	傍聴者
謝金 (1 回当たり)	17,800 円	なし		
旅費	旅費法等に準じて支給 (10 級以下と想定)			なし

(注 1) 国立水俣病総合研究センターの職員は、同センター側にて旅費等の支給がなされる。
(注 2) オブザーバーとは、検討委員会の委員のうち座長とならなかった者とする。
(注 3) 傍聴者とは、上表の座長、一般講演者、若手発表者又はオブザーバーのいずれにも該当しない者であって、次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

- ア. 「重金属等による健康影響に関する総合的研究」の研究班に所属する研究者
- イ. 環境省、特別講演者、座長又は一般講演者のいずれかから紹介された参加者（５名程度を想定）

(10) 研究計画書の作成の依頼

検討委員会及び各 WG の審議内容等を踏まえ、令和８年度に研究を継続する予定である研究班に、令和８年度の研究計画書の作成を依頼し、環境省担当官と協議した期日までにとりまとめる。なお、とりまとめられた計画書は、評価 WG に所属する委員に送付し、必要な指摘を受けること。

(11) 研究報告書の作成

各研究班に令和７年度研究報告書の作成を依頼し、各研究報告書を主任研究者から受け取り、必要事項の記載を確認した上、環境省に提出する。なお、本報告書は４. の委託業務報告書に反映させること。

(12) 研究成果の整理

受託者は、環境省担当官と協議したうえで、水俣病被害者特措法第３７条に基づいて得られた成果について必要に応じ整理を行うこと。

３. 業務の履行期限

令和８年３月３１日（火）

４. 受託業務の報告（提出期限、提出場所及び提出部数）

受託者は、２.（１）～（１２）の業務結果を取りまとめ、別途環境省が定める様式にて下記に定める仕様の報告書４１部を作成すること。作成した報告書は各主任研究者、検討委員へ配布を行い、残部を環境省に納品すること。

（１）委託業務報告書の提出期限、提出先及び部数

提出期限：令和８年３月３１日（火）

提出場所：環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室

提出部数：令和７年度水俣病に関する総合的研究委託業務報告書（２００頁程度）４１部の残部

委託業務報告書のデータを収納したDVD－Ｒ ３セット

※委託業務報告書には、上記２（１１）で提出されるすべての研究報告書（それぞれの研究報告書には、研究班がネイティブチェックを受けて作成したＡ４判１頁程度の英文サマリーを含めること）を掲載すること。

※委託業務報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

５. 著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- （２）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. 秘密の保持

- (1) 本業務の履行に際し、知り得た情報は、理由の如何を問わず、他に漏らしたり、無断で複製、転貸したりしてはならない。
- (2) 本業務履行後、貸与された個人情報等は速やかに返却しなければならない。また、業務完了時には、いかなる個人情報も業務受託者側に残存されてはならない。
- (3) 上記(1)及び(2)について、違反が発生した場合、又は、発生のおそれがある時には、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を施すとともに、速やかに、環境省担当官に経緯、被害状況等の報告をしなければならない。なお、契約解除及び被害の賠償を請求する場合がある。

8. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度水俣病に関する総合的研究委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和6年度水俣病に関する総合的研究委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室（TEL:03-5521-8257）

(4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力のは半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。

特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「「 ’ 」→「' 」、「「ー」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA GO. JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙1「再委託等に関する内容」)

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る再委託等について

1. 再委任を行う相手方の名称及び住所

研究班1

主任研究者 田宮 菜緒子

(筑波大学 医学医療系 ヘルスサービスリサーチ分野／ヘルスサービス開発研究センター 教授／センター長)

茨城県つくば市天王台 1-1-1

2. 再委任を行う業務の範囲

令和7年4月1日以降に行う、介護保険データを用いた水俣病認定患者の実態把握

(別紙2「再委託に関する内容」)

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る再委託等について

1. 再委託を行う相手方の名称及び住所

研究班2

主任研究者 上原 孝

(岡山大学 学術研究院医歯薬学域 薬効解析学 教授)

岡山県岡山市北区津島中 1-1-1

2. 再委託を行う業務の範囲

令和7年4月1日以降に行う、メチル水銀による小胞体ストレス介在性神経細胞死検出部位の同定と特異的阻害薬の神経症状抑制効果

(別紙3「再委託等に関する内容」)

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る再委託等について

1. 再委託を行う相手方の名称及び住所

研究班3

主任研究者 中村 好一

(宇都宮市保健所 保健所長)

栃木県宇都宮市竹林町9-7-2番地

2. 再委託を行う業務の範囲

令和7年4月1日以降に行う、脳磁計とMRI等を活用した水俣病の健康調査研究の調査デザイン及びその技術的な課題整理を行うための研究

(別紙4「再委託等に関する内容」)

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る再委託等について

1. 再委託を行う相手方の名称及び住所

研究班4

主任研究者 外山 喬士

(東北大学大学院・薬学研究科・代謝制御薬学分野 講師)

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3

2. 再委託を行う業務の範囲

令和7年4月1日以降に行う、メチル水銀結合標的分子の新規解析法開発による診断マーカーの探索

(別紙5「再委託等に関する内容」)

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る再委託等について

1. 再委託を行う相手方の名称及び住所

研究班5

主任研究者 植田 光晴

(熊本大学 大学院生命科学研究部 脳神経内科学講座 教授)

熊本県熊本市中央区本荘1丁目1-1

2. 再委託を行う業務の範囲

令和7年4月1日以降に行う、水俣病患者の経年的変化及び自然歴の実態調査

(別紙6 「再委託等に関する内容」)

令和7年度水俣病に関する総合的研究委託業務に係る再委託等について

1. 再委託を行う相手方の名称及び住所

研究班6

主任研究者 仲井 邦彦

(東海学園大学・スポーツ健康科学部 教授)

愛知県みよし市福谷町西ノ洞 21-233

2. 再委託を行う業務の範囲

令和7年4月1日以降に行う、メチル水銀曝露による健康影響及び環境負荷に関するレビュー